

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際
監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の
協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十五年五月二十七日 東京で
昭和五十五年五月二十七日 効力発生
昭和五十五年六月六日 告示

(外務省告示第二二三号)

目 次

ページ

米国側書簡.....	一五七三
協定の更新.....	一五七三
日本側書簡.....	一五七四
協定の更新.....	一五七四

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

拝啓

本官は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、同協定の規定が、それぞれ自国の法令に従い、千九百八十二年三月三十一日まで適用されるものとするをアメリカ合衆国政府に代わつて提案いたします。

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する貴官の返簡が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案いたします。

敬具

千九百八十年五月二十七日に東京で

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ウィリアム・G・バラクロウ

日本国外務省経済局長 手島 冷志殿

(U.S. Note)
Tokyo, May 27, 1980

Sir,

With reference to the Agreement between the United States of America and Japan concerning an International Observer Scheme for Whaling Operations from Land Stations in the North Pacific Ocean, signed at Tokyo on May 2, 1975, I wish to propose on behalf of the Government of the United States of America that the provisions of the Agreement shall be applied, in accordance with the laws and regulations of the respective countries, until March 31, 1982.

I also wish to propose that if the said proposal is acceptable to the Government of Japan, the present note and your note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of your reply.

Yours sincerely,

(Signed) William G. Barracough
Minister-Counselor for
Economic and Commercial Affairs

Mr. Keishi Teshima
Director-General,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs,
Tokyo.

日本側書簡

拝啓

本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認いたします。

(日本側書簡)

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がアメリカ合衆国政府の前記の提案を受諾したこと並びに貴官の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことに同意することを貴官に通報いたします。

敬具

千九百八十年五月二十七日に東京で

日本国外務省経済局長 手島 冷志

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ウィリアム・G・バラクロー殿

(参考)

この取極は、昭和五十年五月二日付けの米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集第二四五六号参照）を昭和五十七年三月三十一日まで更新したものである。